

特定教育・保育施設指導監査等Q&A集(※一部内閣府FAQ再掲あり)

資料4

【福島市第1版】No 1～No17 令和元年5月31日

【福島市第2版】No18～No32 令和2年4月30日

【福島市第3版】No33～No37 令和3年5月24日

【福島市第4版】No38～No42 令和4年5月10日

【福島市第5版】No43～No49 令和5年5月12日

【福島市第6版】No1、10 令和6年5月23日

No.	項目	該当施設	質問	回答
1	休所日について	全施設共通	園独自の休所日を設けてよいでしょうか。(※2、3号認定に限る。)	市認定保育施設については、保育の必要性がある児童を預かる施設、また、給付費の対象施設(入所調整・決定は市が実施している)となっていることから、原則、園独自の休所日を設けることはできません。
2	運営(管理)規程及び重要事項説明書の変更について	全施設共通	運営(管理)規程及び重要事項説明書の内容に変更があった場合、軽微なもの(例えば、誤字脱字の訂正など)についても、所管課(幼保企画課)に変更届をしなければならないでしょうか。	特定教育・保育施設における運営(管理)規程及び重要事項説明書は、各施設における最も重要な規程です。その規程に遵守した事業運営をしなければなりません。 また、2号認定及び3号認定児童の入所申請から利用の決定は市幼保企画課で行っています。所管課における利用申請や照会に対応するため、各施設における最新情報の把握が必要となります。 そのため、各施設における運営規程及び重要事項説明書において、軽微なものも含め変更になった場合には、速やかに幼保企画課に変更届を提出してください。

No.	項目	該当施設	質問	回答
3	利用契約書の取り 交わしについて	①認定こ ども園 ②地域型 保育施設	重要事項説明書の作成、利用児童保護者からの同意書は徴していますが、利用契約書は取り交わしをしていませんでした。契約書の取り交わしは必要ですか。	基準条例上、重要事項説明についての同意は義務付けしていますが、契約書上の取り交わしまでは明記されていません。 しかしながら、通常の契約行為については重要事項説明書の説明、同意後、契約となることから、当市においては、利用児童保護者との明確な契約行為に基づく保育とするため、文書による利用契約書の取り交わしを必須とする運用とします。 現時点において、運営(管理)規程上に利用契約書の取り交わし条項がない施設については、追記のうえ、平成31年度利用児童から契約書の取り交わしをしてください。

No.	項目	該当施設	質問	回答
4	園長(管理者)の出 勤簿整備について	①私立保 育所 ②地域型 保育施設	個人で地域型保育施設を経営・運営していて、園長もしています。労働基準法で定められている使用者にあたるため、出勤簿等の整備はしていませんでした。給付費における管理者設置加算の対象となっていますが、出勤簿等の整備は必要でしょうか。	給付費における管理者設置加算の対象となっている施設であれば、加算要件として、出勤の有無を確認することとなっています。実際は使用者ですが、「役員兼職員」の位置づけとし、何らかの勤務実態を明らかにする証憑書類が必要となりますので、出勤簿等を整備することがよいと判断します。 また、管理者設置加算に該当していない施設については、この限りではありません。
5	常勤職員に対する 雇入れ時の健康診 断について	全施設共 通	常勤職員を緊急に採用したため、雇入れ時の健康診断の確認が漏れてしまいました。施設において、3か月後の職員定期健康診断まで先延ばししてよいでしょうか。	常勤職員に対する雇入れ時の健康診断については、労働安全衛生規則により定められています。施設事業者側で雇入れの際及び毎年1回の定期健康診断を実施しなければなりません。 ただし、医師による健康診断を受診した後、3月を経過しない者を雇入れる場合については、その者が当該健康診断の結果を証明する書類の提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、雇入れの際の健康診断を行わないことができます。としています。 今回の場合、3か月後の定期健康診断まで先延ばしはできず、雇用後速やかに健康診断を施設事業者側で受診させなければなりません。
6	常勤職員に対する 健康診断及び費用 負担について	地域型保 育施設	個人で地域型保育施設を経営・運営していますが、常勤職員に対する雇入れ時健康診断と年間1回の定期健康診断を施設側で受診させなければなりませんか。また、その費用も施設側で負担すべきでしょうか。	労働安全衛生規則第43条雇入れ時の健康診断において、「事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師の健康診断を行わなければならない。」、また、同規則第44条定期健康診断において、「事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。」としています。 規則でいう「事業者」は個人事業主も該当していることから、常勤職員に対する雇入れ時の健康診断及び1年以内ごとに1回の定期健康診断は、個人事業主であっても実施しなければなりません。職員の人件費も給付費の対象となっていることから、費用負担も施設側で負担することとなります。

No.	項目	該当施設	質問	回答
7	消火訓練について	①公立保育所、 ②私立保育所、 ③地域型保育施設	避難訓練は毎月実施していますが、消火訓練についても毎月実施しなければなりません。また、その手法はどういったものがありますか。	各基準条例により、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。」としています。 そのため、毎月1回の実施は必ず行ってください。なお、消火訓練は、「消防用設備、器具の位置、性能及び操作方法を取得するための訓練」と位置づけられており、原則として実地訓練を行うこととしています。が、やむを得ず実地訓練ができない場合については、図上(書類)訓練や消火設備・器具の位置及び操作方法の確認等による代替で差支えありません。また、その記録は必ず整備しておいてください。 なお、認定こども園については、学校保健安全法及び消防法で定められている計画に沿った訓練(年2回以上)を実施することとなっています。なお、設置者の判断で保育所と同様に、毎月1回の実施を行うことも妨げません。 【内閣府自治体向けFAQ平成31年2月13日【第17版】No.238】(再掲)
8	児童における個別指導計画について	全施設共通	0歳児の個別指導計画は作成していますが、1・2歳児についても作成しなければいけませんか。	3歳未満児については、特に心身の発育・発達が顕著な時期であると同時に、その個人差も大きいと、一人一人の子どもの状態に即した保育ができるよう個別の指導計画を作成する必要があります。 (参考) ①保育所保育指針:「指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。 (ア)3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。」 ②幼保連携型認定こども園教育・保育要領:「指導計画を作成する際には、この章に示す指導計画の作成上の留意事項を踏まえるとともに、次の事項にも特に配慮すること。(中略)特に、満3歳未満の園児は、身体的発達や言語能力、自己表出の仕方が発達の途上にあり、情緒的安定などを含め大人への依存度が高い等の特性もあることから、保護者とも十分に連携を図り、食事、睡眠、排せつなどについて、生活全体を通して保育教諭等の細やかな配慮と保護が必要である。その上で、指導計画においても、個別的な対応を前提として作成することが大切である。

No.	項目	該当施設	質問	回答
9	保育所の自己評価について	①公立保育所 ②私立保育所 ③地域型保育施設	保育所の自己評価の公表手法はどういったものがありますか。	保育所保育指針における保育所の自己評価については、保育の質の向上を図ることを目的に行うことになっています。公表については努力義務となりますが、保育所が保護者や地域に対して、「どのような保育所なのか」を明らかにするためのものですから、「何を公表するか」は各施設の判断で構いません。園だよりやホームページ、行事時などでの報告も有効な手法の一つとも判断します。 なお、口頭のみで公表しているケースがあるとのことですが、文書などにより記録を整備しておく方がより効果的と判断します。 【R5追記】 【「保育所における自己評価ガイドライン」】
10	児童の健康診断について①	全施設共通	年度途中入所児童の健康診断について、3か月後の定期健康診断時に実施することは可能でしょうか。また、定期健康診断日に欠席した児童の健康診断は別日に実施しなければならないでしょうか。	基準条例上、入所前もしくは入所後直ちに実施することとなっているため、先延ばしして定期健康診断で代替することは認められません。また、欠席児童については、施設側で別日に受診できるよう対応し、年2回の健康診断を実施してください。
11	検食について	全施設共通	検食は午前・午後のおやつについても実施しなければなりませんか。また、既製品のおやつについても検食を実施しなければなりませんか。	昼食のみを検食対象としている施設がありましたが、午前・午後のおやつや既製品も検食の対象となります。 また、検食を実施した際は、併せてその結果の記録も整備してください。
12	粉ミルクの保護者負担について	全施設共通	入所乳児により粉ミルクの種類が多数となるため、粉ミルクを保護者持参にしてよいでしょうか。	施設における給付費の対象(給食材料費)となっていることから、保護者負担としてはいけません。
13	土曜給食不可による弁当持参について	全施設共通	土曜日の給食について、調理員の確保や外部搬入ができないことから、利用児童保護者にお弁当の持参をお願いしてよいでしょうか。	土曜日の給食についても、給付費の対象(給食材料費)となっていることから、保護者にお弁当の持参を強要することは認められません。 施設の運営(管理)規程及び重要事項説明書に記載のないものを運用することは認められません。

No.	項目	該当施設	質問	回答
14	実費徴収金について	全施設共通	施設において、実費徴収金としてよいものはどういったものですか。 また、文房具代を毎月定額として集金することはよいでしょうか。	総務省FAQ上実費徴収金は、「教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当であると認められるものであり、例えば、文房具代、制服代、遠足代、行事参加代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。」と記載されています。 利用児童・保護者が個々に必要・使用するものがこれにあたるため、施設側ではそのものが給付費の保育材料費にあたるか否かを判断のうえ、運営(管理)規程及び重要事項説明書に記載、保護者同意のうえ、実費徴収金としてください。 また、原則、施設側で業者等に支払いする額と実費徴収額は同額であることから、毎月定額を文房具代として徴収することは好ましくありません。(※保護者への精算根拠を明示しなければならないため。) なお、市認可教育・保育施設の位置づけから、他施設との均衡性・公平性の観点から、過度と想定される実費徴収をする場合については、所管課と協議のうえ決定してください。

No.	項目	該当施設	質問	回答
15	上乗せ徴収について	①公立保育所 ②私立保育所 ③地域型保育施設	施設において、実費徴収金のほか、上乗せ徴収をしてよいでしょうか。	総務省FAQ上上乗せ徴収は、「教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得る必要があります。」と記載されています。 総務省FAQ上、私立保育所以外は上乗せ徴収は施設判断でできるものと解釈できますが、市の認可施設の位置づけから過度な上乗せ徴収は、他施設との均衡性・公平性を欠く恐れがあるため好ましくないと判断します。そのため、本市においては、認定こども園以外の特定・教育施設については、原則、上乗せ徴収は行わない運用とします。 また、上乗せ徴収する場合については、所管課の協議を必須とすることとします。
16	小規模保育事業の職員配置	地域型保育施設	小規模保育事業(A型・B型)については、子どもの数が少数となる時間帯であっても、保育士等の保育従事者を常時最低2人以上配置する必要がありますか。	小規模保育事業は、定員6人以上19人以下の小規模な事業であることから、保育従事者の配置基準上、年齢別配置基準(0歳児3:1、1・2歳児6:1)に基づく必要保育従事者数に加えて1人を加配することになっています。これにより、定員6人の施設においても最低2人の保育従事者による体制を確保しています。 例えば、開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合については、小規模保育事業は保育所と比べて職員数が少数であり、また、施設の規模が小さいことなどから、国の基準上は、常時最低2人以上の保育従事者の配置までは求めています。 なお、その場合においても、保育士一人となる時間帯を必要最小限とすることや、事故などの緊急的な対応や異年齢への配慮など、適切な運営体制の確保が求められるため、その運用に当たっては認可主体となる市町村と十分協議することが望まれます。 ※定員19人以下の事業所内保育事業も同様。 【内閣府自治体向けFAQ平成31年2月13日【第17版】No.251】(再掲) 【R5追記】 上記の常時最低2人以上の保育従事者の配置までは求めています。については、2人の保育士のうち1人を保育従事者として行うことができるという意味です。 (令和4年10月21日付け4幼保第811号幼稚園・保育課長通知)

No.	項目	該当施設	質問	回答
17	使途制限の取扱い	①私立保育所 ②認定こども園 ③地域型保育施設	施設型給付費や地域型保育給付費、委託費については、使途制限は設けられるのでしょうか。	新制度における施設型給付や地域型保育給付は個人給付(法定代理受領)であるため、使途制限はありません。ただし、私立保育所に係る委託費については、市町村からの委託に基づき、施設において保育を提供することに要する費用として支払われる性格であることにかんがみ、従前制度と同様に新制度施行後も、引き続き使途制限を設けることとしています。(子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について) なお、施設型給付における処遇改善等加算は質の高い教育・保育を安定的に供給し長く働くことができる職場の構築を図るという加算の趣旨を踏まえ、確実に職員の賃金改善に充てるものとします。 【内閣府自治体向けFAQ平成31年2月13日【第17版】No.408】(再掲)
18	【給付費関係】 調整部分(土曜閉所する場合)	①公立保育所 ②私立保育所 ③地域型保育施設	公定価格において、施設が、土曜日に閉所する場合は定率調整されるとなっているが、半日の開所の場合は、どのような調整がされるのでしょうか。また、まずは月1、2回の開所から始めたいという場合はどのような取扱いになるのでしょうか。	土曜日(国民の祝日及び休日を除く)に閉所する場合の公定価格の定率調整は、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用されます。ご指摘の事例のように、園側の一方的な都合(考え)により隔週や半日閉所するという場合は、地域のニーズがないために閉園する場合に当たらないため、同様に土曜日閉所の減算の対象となります。 また、開所していても、保育の提供をしていない場合には閉所しているものとして取り扱います。 なお、該当月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算します。 【内閣府公定価格に関するFAQNo.79 平成30年9月27日【ver12】(再掲)】
19	【給付費関係】 調整部分(土曜閉所する場合)	①私立保育所 ②地域型保育施設	土曜日を常態的に閉所する場合の減算調整について、公定価格FAQ No.79で「半日開所のケースは減算する」となっていますが、開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。また、半日開所のニーズしかない地域の場合、ニーズに合わせて半日しか開所しないことが考えられますが、この場合も減算の対象となるのでしょうか。	公定価格上、2・3号認定子どもを受け入れる施設については、土曜日も含め、基本的に11時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、開所時間が11時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となります。ただし、地域のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間(例えば午前中のみ)のみ開所する場合や、利用希望の時間帯がない特定の土曜日において必要とされる時間だけ開所する場合は、これらを常態的に行う場合であっても減算の対象となりません。 【内閣府公定価格に関するFAQNo.118 平成30年9月27日【ver12】(再掲)】

No.	項目	該当施設	質問	回答
20	嘱託歯科医の配置	①公立保育所 ②私立保育所 ③地域型保育施設	嘱託歯科医の配置は必置でしょうか。	基準条例により、「保育所・家庭的保育事業者は、嘱託医を置かなければならない。」となっています。（※認定こども園については、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置） 嘱託歯科医の設置義務については、国の通知及び保育指針において「努力義務」と解釈されますが、当市においては、今後の歯科健診の重要性を鑑み、保育施設については、運用として嘱託歯科医の配置を必置とします。また、その手法については、契約書や委嘱状の交付などにより明確に例示するようお願いします。 （参考）○保育所における嘱託歯科医の設置について （昭和58年4月21日 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知） 保育所における歯科保健については、児童福祉施設最低基準及び保育所保育指針において歯科健康診断の実施が定められているところであるが、乳幼児期における歯科保健の重要性にかんがみ、さらにその充実を図るため、最低基準に定める職員のほか嘱託歯科医を置くよう、下記の点に留意のうえ、管下の施設に対して指導されたい。
21	保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方①	①私立保育所 ②認定こども園 ③地域型保育施設	通常開所時間(11時間)内であっても、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合、保育士の配置を求めないこととしてよいでしょうか。	例として、通常開所7時～18時、延長保育18時～19時の保育所等において、17時に全ての乳幼児が帰宅した場合、保育士の配置を求めないこととして差し支えありません。ただし、国通知において、「当該取扱いの実施により、各保護者の希望に基づく保育所等の利用が阻害されることがないよう、十分に配慮する必要があることに留意すること。」とされているため、考慮願います。 なお、当該取扱いを実施する場合については、所管課と協議のうえ実施してください。 【令和2年2月14日付け子保発0241第1号により厚生労働省通知、令和2年3月2日幼稚園・保育課長 事務連絡】
22	保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方②	①私立保育所 ②認定こども園 ③地域型保育施設	開所時間(延長保育含む)内であっても、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合、施設は無人とし、施設へ電話があった際には施設長へ転送するような体制で対応してよいでしょうか。	施設への来訪なども想定されるため、施設長への転送のみでは国通知が示す「確実な連絡手段や体制が確保されている」とは言い難く、認められません。 【令和2年2月14日付け子保発0241第1号により厚生労働省通知、令和2年3月2日幼稚園・保育課長 事務連絡】

No.	項目	該当施設	質問	回答
23	事故報告の内容について	全施設共通	幼保支援課に報告する「事故」についてはどういったものでしょうか。	報告の対象となる事故の範囲については、①死亡事故、②治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故(※また意識不明の事故については、その後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告)、③保育中における児童の行方不明、④火災の発生及び地震、台風等の災害、⑤食中毒、感染症等の発生等 となります。 なお、福島市ホームページに掲載してある「教育・保育施設等事故報告様式(Ver.2)」により第1報は当日または翌日に報告するようお願いいたします。 【特定教育・保育施設等における事故の報告等について 内閣府、文部科学省、厚生労働省 平成29年11月10日付通知】 【社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日健発第0222002号)】
24	ヒヤリ・ハットについて	全施設共通	ヒヤリ・ハットの事例の収集・分析はなぜ必要でしょうか。	保育所保育指針解説書(平成30年2月)では、重大事故の発生防止のため、「あと一歩で事故になるところであったというヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取り組みを行う」と記されています。 また、「事故発生時のためのガイドライン【事故防止のための取り組み】～施設・事業者向け～」(平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)では、事故発生防止に関する留意点として、ヒヤリ・ハット事例の収集および分析の取り組みについて次のとおり紹介しています。 (参考)○ 重大事故の発生防止、予防のための組織的な取り組みについて 重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集および分析が活用できる場合もあるため、以下の取り組みを行うことが考えられる。 ア 職員は、重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告を作成し、施設・事業者へ提出する。 イ 施設・事業者は、集められたヒヤリハット報告の中から、上記①のア～オ(ア 睡眠中、イ プール活動・水遊び、ウ 誤嚥【食事中】、エ 誤嚥【玩具、小物等】、オ 食物アレルギー。詳細は同ガイドライン参照)の重大事故が発生しやすい場面において、重大事故が発生するリスクに対する要因分析を行い、事故防止策を講じる。 ウ 施設・事業所は、事故防止策について、下記(2)における研修(同ガイドライン参照)を通じて職員に周知し、職員は、研修を踏まえて教育・保育の実施に当たる。 上記のとおり、ヒヤリ・ハットの事例収集・分析の重要性に鑑み、施設においてその取り組みに努めてください。

No.	項目	該当施設	質問	回答
25	児童の健康診断について②	全施設共通	児童の尿検査について、3歳以上児のみ実施しているが、0歳児から2歳児についても実施する必要がありますか。	―学校保健安全法施行規則による健康診断検査項目に「尿」検査が必須となっていることから、入所児童全員の実施をお願いします。【平成29年3月26日付け29こ育第1091号こども育成課長 事務連絡「尿検査の実施について」】 ⇒【No.36の回答】参照ください。
26	土曜給食の提供について	地域型保育施設	土曜日の給食(昼食)について、利用児童が少ないことから、作り置き冷凍品や既製品(パンや仕出し弁当など)を提供してよいでしょうか。	基準条例上、「入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」「利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内等で調理する方法により行わなければならない。」となっていることから、少人数であっても、災害等による自園調理が困難な場合を除き、平日と同様、自園調理により提供を行ってください。
27	おやつ提供について①	全施設共通	おやつについては、市販品の提供でよいでしょうか。	基準条例上自園調理が原則ですが、市販品の提供であっても、給与栄養量に問題がないと施設が判断した場合については、市販品の提供でも差し支えありません。 しかしながら、保育所における食事の提供ガイドラインでは、「乳幼児期は素材の味の情報を蓄積するためにも、うす味で様々な食べ物の味を経験できるように」と記載があり、おやつも自園調理による提供が適当と判断しますので、可能な限り自園調理提供に努めてください。
28	おやつ提供について②	全施設共通	おやつについては、午前、午後それぞれ提供しなければならないでしょうか。	国通知によると、「1日のうち特定の食事(例えば昼食)を提供する場合は、対象となる子どもの生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事における特定の食事から摂取することが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。」となっています。 昼食の給与栄養量の割合については、入所児童等の年齢や設定値により各施設により異なっているのが現状です。 午前・午後のそれぞれのおやつ提供については、市認可施設の位置づけにより、他施設との均衡性・公平性を欠く恐れもあることから原則、すべての市認可施設で行うこととする運用とします。また、乳幼児は消化機能も未発達で、1回の食事で栄養をとることは難しいため、1日3回の食事の他に、3歳以上児は1回、3歳未満児は2回、栄養を補うためにもおやつが必要です。離乳食のお子さんは一人ひとりに合わせた配慮をお願いいたします。 また、提供しない(できない)場合については、その理由を明確にしたうえで所管課の協議を必須とすることとします。 【児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について令和2年3月31日子発0331第1号】 【児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について令和2年3月31日子母発0331第1号】

No.	項目	該当施設	質問	回答
29	食物アレルギー除去食の提供について①	全施設共通	食物アレルギー児童の給食対応について、誤食のリスクを減らすために入所児童全員にその品目を除去した献立を提供しています。よいでしょうか。	基準条例上、「入所児童等に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。」となっていること、また、国通知からも給与栄養量の重要性について記載されていることから、入所児童全員にアレルギー食材を除去した献立を提供する場合は、家庭での食事に配慮いただくよう、周知願います。 なお、その場合についても、対応児童の誤配・誤食等に留意願います。 【児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について令和2年3月31日子発0331第1号】 【児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について令和2年3月31日子母発0331第1号】
30	食育の推進	全施設共通	給食のサンプル展示はしなくてはならないでしょうか。	子どもの食に関する営みを豊かにするためには、保育所だけでなく、家庭と連携して食育を進めていくことが大切です。食事のサンプルを展示したり、食事、おやつの時間を含めた保育参観や試食会等を通じて、子どもの食に対する保護者の関心を促していくことが考えられます。食を通した保護者への支援として、サンプル展示、季節の食材を使ったレシピや調理方法等、家庭における取組に役立つ情報を提供するなどに努めてください。 好事例として、年齢別の展示をし、盛り付けや量を見てもらったり、人気のあるメニューのレシピを掲示・配布したりしている施設がありました。 【保育所保育指針第3章2】
31	検便について	全施設共通	調理従事者・調乳担当者の検便は、1年に何回実施すればよいですか。また、検査項目について教えてください。	大量調理施設衛生管理マニュアルでは、「施設の運営管理責任者は、調理従事者（施設長、保育士も含む）等に定期的な健康診断および月に1回以上の検便を受けさせること。」とされています。また、「検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を受けさせるよう努めること。」と規定されています。 市認可施設においては、入所児童の安心・安全性の確保のため、乳児（調乳）担当職員についても給食従事者に準じて検便を実施を必須とする運用とします。 【大量調理施設衛生管理マニュアル（H9.3.24衛食第85号別添）Ⅱ】

No.	項目	該当施設	質問	回答
32	認定こども園の自己評価について	認定こども園	「自己評価」は行わなければなりません。職員自身の自己評価とは違うのですか。 【No.9 保育所の自己評価について 関連】	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第16条において、「特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。」と定められています。 そのため、保育士個人にとどまらず、施設として提供する特定教育・保育の質の評価が求められます。 なお、幼保連携型認定こども園については、(教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するもの)とされており、公表までが義務となっています。 【認定こども園法施行規則第23条】
33	おむつの処理について	全施設共通	従前、おむつの処理については保護者持ち帰りとしていましたが、施設内処理に変更したいと考えています。その場合、業者に委託し一般廃棄物として処理したいと考えていますが、その費用を実費徴収金としてよいでしょうか。	おむつの処理費用については、公定価格の管理費に含まれているため実費徴収金とすることは認められません。 本Q&A No.14記載のとおり、総務省FAQ上実費徴収金は、「教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当であると認められるものであり、例えば、文房具代、制服代、遠足代、行事参加代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。」と記載されています。 【令和2年8月24日付け市幼稚園・保育課からの内閣府回答より】
34	食物アレルギー除去食の提供について②	全施設共通	保護者の申請のみでアレルギー除去食を提供してもよいでしょうか。	原則、生活管理指導表(医師の指示書)により申請するようになっていきます。アレルギー対応の給食の実施に当たり、その判断を保護者にゆだねることがないようにしてください。 「体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。」 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版(H31.4)」

No.	項目	該当施設	質問	回答
35	避難訓練の実施回数について	認定こども園	幼保連携型認定こども園については避難訓練は毎月実施しなくてはならないのでしょうか。 【No.7 消火訓練について 関連】	幼保連携型認定こども園については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は準用されておりません。 また、幼稚園型認定こども園についても、消防法においては幼稚園として扱われます。したがって、どちらの類型の認定こども園についても、消防法に従って年2回以上の実施をしていただくこととなります。尚、設置者の判断で保育所と同様に、毎月1回の実施を行っていただくことは妨げません。 また、運営規定において施設ごとの非常災害対策を定めていただく必要があります。
36	児童の健康診断について(尿検査)④	全施設共通	児童の尿検査について、3歳以上児のみ実施しているが、0歳児から2歳児についても実施する必要がありますか。【No25関連】	今般見直しを行い、全国中核市の実施状況及び市内小児科医の意見等を踏まえ、尿検査の対象を3歳児(学年齢)以上のみ、年1回の実施に変更しました。 【保育所等における尿検査の実施に係る取扱いの変更について(通知)令和3年3月24日 2幼保第1353号】
37	食中毒・感染症に伴う検査用保存食について	全施設共通	食中毒・感染症に伴う検査用保存食は、どのように保存すればよいですか。	【「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について(厚生労働省通知)平成28年12月13日】において「保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ密封し、-20℃以下で2週間以上保存すること。なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず購入した状態で保存すること。」と規定されています。 庫内温度の確認については、冷凍庫の温度を測定できる温度計を設置し、温度管理をしてください。また、温度管理について、-20℃になるような温度設定の見直しや、温度が上がらないように、扉の開け閉めを極力減らすようにするなどの対応をしてください。

No.	項目	該当施設	質問	回答																																				
38	面積基準について	地域型保育施設	小規模保育事業所(地域型保育施設)における面積基準は、各年齢ごとですか。それとも、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室すべての合算値が、入所児童年齢ごとの面積基準の合算値内であればよいでしょうか。	条例等より、「乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。」「保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上であること。」と記載されていますが、各居室が単室となっていない場合(※ワンフロアなど)については、下記のとりの面積基準取扱いとします。 ①乳児及び1歳児は乳児室面積とほふく室面積を合算してよい。 ②2歳以上児は保育室面積と遊戯室面積を合算してよい。 ただし、①と②は別室と考え、さらに、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室をすべて合算することはできない。 具体的には、0歳児と1歳児室が共用の場合は、共用の部屋を仕切って設置することは可能ですが、乳児の安全性の確保及び事故防止の観点から、0歳児室と1歳児室を区画する際の間仕切り等はこどもの安全面に留意したものであることが必要です。【※認可申請(変更)時に届出している各年齢ごと居室面積内の利用児童数とします。】 ■面積基準上の入所児童数積算参考例 ※0歳児、1歳児の必要面積を3.3㎡、2歳以上時の必要面積を1.98㎡で積算 <table><tr><th colspan="4">各保育室ごとの面積(単位:㎡)</th></tr><tr><td>0歳児(乳児室)</td><td>1歳児(ほふく)</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr><tr><td>15.00</td><td>32.00</td><td>18.00</td><td>65.00</td></tr></table> 47.00㎡ ※0歳児室と1歳児室はワンフロアで区画されていない <table><tr><th colspan="4">年齢ごとの実入所児童数(学年齢)(単位:人)</th></tr><tr><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr><tr><td>6</td><td>8</td><td>8</td><td>22</td></tr></table> 14人 ※施設では、上記の合算値47.00㎡÷3.3㎡=14.2人まで受入し 変更 <table><tr><th colspan="4">年齢ごとの各部屋別入所上限児童数(学年齢)(単位:人)</th></tr><tr><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr><tr><td>4</td><td>9</td><td>9</td><td>22</td></tr></table> ※0.1歳児室を区画したうえで、各室ごとに積算。0歳児は4人まで、1歳児は9人まで受入できることとする。	各保育室ごとの面積(単位:㎡)				0歳児(乳児室)	1歳児(ほふく)	2歳児	合計	15.00	32.00	18.00	65.00	年齢ごとの実入所児童数(学年齢)(単位:人)				0歳児	1歳児	2歳児	合計	6	8	8	22	年齢ごとの各部屋別入所上限児童数(学年齢)(単位:人)				0歳児	1歳児	2歳児	合計	4	9	9	22
各保育室ごとの面積(単位:㎡)																																								
0歳児(乳児室)	1歳児(ほふく)	2歳児	合計																																					
15.00	32.00	18.00	65.00																																					
年齢ごとの実入所児童数(学年齢)(単位:人)																																								
0歳児	1歳児	2歳児	合計																																					
6	8	8	22																																					
年齢ごとの各部屋別入所上限児童数(学年齢)(単位:人)																																								
0歳児	1歳児	2歳児	合計																																					
4	9	9	22																																					

No.	項目	該当施設	質問	回答
39	園(所)から利用児童保護者への依頼物品等の取扱いについて	全施設共通	従前から、新しく入園(所)する利用児童保護者へ、協力品としてティッシュペーパーやトイレットペーパーの依頼、受領していました。毎年度、協力品の依頼をしてよいでしょうか。	子ども・子育て支援新制度以前は、措置費により保育所の運営費が賄われていましたが、新制度移行後は、公定価格による事業者への給付に変更となりました。 その給付費の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を協力品として持参させることは、実質的な費用負担となり適切ではありませんので、今後は依頼しないようお願いします。
40	食器・食具の持参について	全施設共通	利用児童等が毎日使用する哺乳瓶やスプーン・フォーク、箸などについて、持参・返却しているが、衛生上の問題も危惧している。どうすればよいか。	児童が使用する哺乳瓶やスプーン、フォーク、箸などについて、利用児童保護者より毎日預かり、使用している施設があることは確認しています。施設側の費用負担や労力の増加にもなることも予想されますが、衛生面や保護者の負担軽減の観点から、施設側で準備し、管理することが望ましいと思われます。
41	保育の需要調査について【No.1休所日について関連】	①公立保育所 ②私立保育所 ③地域型保育施設	お盆休みや土曜日利用以外の需要調査のほかに、保護者や兄弟等の夏休み期間中における需要調査など実施してよいでしょうか。	お盆休みや土曜日利用における需要調査については、保育士の勤務体制の確保の観点からやむを得ないと判断しますが、保護者や兄弟等の夏休み期間中における需要調査は好ましくないと判断します。実際、過度な需要調査により、幼稚園・保育課へ利用児童保護者より苦情等もありました。 各施設における開所日・開所時間等は入所(園)のしおりや重要事項説明書等に明記されていますし、公定価格上も開所日・開所時間に伴う職員の人件費も計上されていますので、需要調査を行う際は、その点に留意し行ってください。
42	食物アレルギー除去食の提供について③	全施設共通	アレルギー除去食を提供するにあたっての、提出様式について教えてください。	『保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)』(様式2)医師の指示書)により、『食物アレルギー用給食「実施」申請書』(様式1)、『食物アレルギー用給食「解除」申請書』(様式3)を、年に1回保護者が施設に提出します。 従来の『生活指導管理表(医師の指示書)』から様式が変更になっていますので留意願います。【保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)について(通知)令和4年3月9日3幼保第1380号】
43	損害賠償保険の掛金について	全施設共通	損害賠償保険の掛金について保護者負担としてよいでしょうか。	園児が損害賠償するための保険を保護者の同意を得て加入する場合は、保護者負担としても問題ありませんが、園の免責に関するものは園負担としてください。

No.	項目	該当施設	質問	回答
44	朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例について	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所（定員20人以上）	朝夕等、児童が少数となる時間帯も配置基準どおり保育士を配置しなければなりませんか。	基準どおり配置しなければなりません。 ただし、職員配置基準の「子どもの数に関わらず保育士を最低2人配置する」という要件について、特例により各年齢で定める職員配置基準により算定される必要職員数が2人を下回っている時間帯に限り、保育士2人のうち1人を保育士資格や幼稚園教諭免許を有する者に代えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有する者にすることができます。 なお、朝夕以外の時間帯についても、各年齢で定める保育士配置基準により算定される必要保育士数が2人を下回っている時間帯であれば、朝夕のほか、平日や土曜日の日中も含みます。 【国通知(平成28年2月18日付け雇児発0218第2号)】 【内閣府自治体向けFAQ令和3年10月1日【第19.1版】No.242】
45	休憩時間帯等の保育士配置について	全施設共通	保育士が休憩時間等で業務行わない場合も、保育士配置基準上、保育士が配置されているとみなしてよいでしょうか。	休憩時間は、業務から離れていることが前提となるため、保育士が配置されているとはみなせませんので、代替保育士を配置するようにしてください。
				小規模保育事業所(地域型保育施設)の定義上、毎月の入所児童数の上限は22名までです。小規模保育事業所の定員は19名までと定められていますが、それは認可保育所の定員を20名からとしているからであり、留意事項通知により人員及び面積基準に抵触しない場合に限り22名としたものです。 恒常的に定員超過の状況が継続した場合は、認可化移行を所管課と協議・検討してください。 なお、施設内の諸室の面積や人員に変更がある場合は、所管課への変更届が必要となりますのでご留意願います。

No.	項目	該当施設	質問	回答
46	定員超過の考え方について	地域型保育施設	小規模保育事業所(地域型保育施設)において、面積・人員配置基準に抵触しなければ上限なく入所させてもよいでしょうか。	■特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について 別紙6(小規模保育事業A型・B型(保育認定3号)) Ⅴ 乗除調整部分 1. 定員を恒常的に超過する場合(⑬) (1)調整の適用を受ける事業所の要件 次の(ア)又は(イ)に該当する事業所に適用する。 (ア)直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある事業所に適用する。なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。 また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。なお、<u>小規模保育事業は定員19人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超えて22人までの受け入れが可能であること。</u> (注1)利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。 (注2)年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。
47	食物アレルギー除去食の提供について④	全施設共通	給食で提供されない食材のアレルギーについては『食物アレルギー用給食「実施」申請書』等の関係書類を徴収しなくてもよいでしょうか。	保育所における食物アレルギー対応にあたっては、給食提供を前提(市販品の製造ラインに含まれる場合もある等)とした上で、生活管理指導表を活用し、職員、保護者、かかりつけ医・緊急対応医療機関が十分に連携し、組織的に対応することが重要です。食物アレルギーのない子どもと変わらない、安全・安心な生活を送ることができるよう、情報を正しく把握しておく必要があるため、【No.42】同様の関係書類を徴収してください。 【保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版(H31.4)】
48	哺乳瓶等の調理器具の消毒方法について	全施設共通	煮沸方法のほか、どんな方法がありますか。	煮沸・蒸気消毒、除菌乾燥保管庫、電子レンジ、薬剤による方法があります。どの方法でも可能ですが、取扱説明書に従って、正しい方法で行ってください。

No.	項目	該当施設	質問	回答
49	苦情解決第三者委員の設置について	全施設共通	苦情解決第三者委員の設置は ①必須ですか。 ②どのように選定していますか。 ③無償で依頼することはできますか。	①努力義務があります。 ②例えば、法人の評議員(理事は除く)、監事、民生委員等を選定している施設が多いです。 ③第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましいです。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えありません。 なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとします。 【厚生労働省通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」】